イ　前記はがきを読んで問い合わせの電話をかけてきた者に対して、公的機関の職員であるかのように装って「裁判のため東京の裁判所に出廷しなければならず、裁判によっては給料や家族の財産も差押えの対象になる。」、「もし裁判をしたくないのであれば裁判の取下げという方法があり、弁護士に依頼する必要がある。」などとうその事実を告げて架空の弁護士事務所をあっせんし、同所に電話をかけてきた者に対しては、弁護士になりすまし「裁判取下げのためには弁済供託金を納める必要がある。裁判が取り下げられたらお金は返金される。」などとうその事実を告げた上、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金を振り込ませて騙し取る。

ウ　弁済供託金と称する現金を振り込ませることに成功した者に対しては、「相手方の弁護士が訴訟を取り下げない。和解金を納めて和解する必要がある。手続きが終われば返金する。」などとうその事実を告げた上、前記と同様に現金を振り込ませて騙し取る。さらに、「和解には成功したが、すでに裁判所の執行官や裁判官が財産の差押えに動いている。持っている預貯金を裁判所に提示しなければ財産の差押えを受けることになる。一旦、弁護士に財産を預けた形を取るので現金を振り込んで欲しい。手続きが終わればこれまで振り込んだ現金は全額返金する。」などと重ねてうその事実を告げた上、前記と同様に現金を振り込ませて騙し取る。

5　開始決定の時における給付資金の額　金8,001万6,884円

6　支給申請期間　平成24年１月20日から同24年３月９日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①中辻　愛也、②酒井　慎也、③岩本　真一、④神田　久資、⑤田中　清文、⑥鈴木　貴昭、⑦大西　龍、⑧藤島　隆、⑨松尾　俊次、⑩小林　康二、⑪柳嶋　友秀、⑫寺田　健二、⑬伊東正太郎、⑭坂本　祐太、⑮野口　龍太、⑯小池　純矢、⑰岡田　大介

⑵　裁判所名　福岡地方裁判所（①、③、④、⑥～⑰）、福岡高等裁判所（②、⑤）

⑶　裁判年月日　平成21年11月４日（⑮、⑰）、同21年11月11日（①、③、④、⑥～⑪）、同21年11月12日（⑭）、同21年11月16日（⑫）、同21年11月19日（⑯）、同21年12月14日（⑬）、同22年６月25日（②、⑤）

⑷　確定年月日　平成21年11月19日（⑮、⑰）、同21年11月26日（①、③、④、⑥～⑪）、同21年11月27日（⑭）、同21年12月４日（⑯）、同21年12月29日（⑬）、同22年１月６日（⑫）、同22年７月10日（②、⑤）

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

いわゆる振り込め詐欺を組織的に行って利益を図ることを目的とする団体の構成員である被告人中辻愛也、同酒井慎也、同岩本真一、同神田久資、同田中清文、同鈴木貴昭、同大西龍、同藤島隆、同松尾俊次、同小林康二、同柳嶋友秀、同寺田健二、同伊東正太郎、同坂本祐太、同野口龍太、同小池純矢、同岡田大介らは、共謀の上、前記３記載の犯罪行為に関して、平成20年７月３日から同21年１月７日までの間、多数回にわたり、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金合計１億592万7,015円を振込入金させ、もって、団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた。

（罪　名　等）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項９号、刑法246条１項

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴２丁目５番30号

福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　ティー・エフ・ジー・インベストメント・アドバイザリー株式会社

2．住所　東京都港区赤坂１―11―36

3．代表者の氏名　代表取締役　髙橋　誠

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第864号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年７月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年１月 20 日

関東財務局長　居戸　利明

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
北海道中川郡池田町字利別西町16―22	久保田昌徳	特願2009―242852	出願却下の処分
〃	〃	特願2009―242852	手続却下の処分
長崎県五島市上崎山町178―１	中山市二郎	特願2011―20188	出願却下の処分
〃	〃	特願2011―20188	通知書
〃	〃	特願2011―20188	〃
大阪府大阪市生野区生野西４丁目７番４号末広マンション303号	田中　庸公	商願2006―95816	〃
〃	〃	商願2006―95817	〃
栃木県栃木市泉町24番17号	石川　金平	商願2009―9084	〃
千葉県船橋市本中山４丁目７番１号	株式会社元気	商願2009―21102	出願却下の処分
神奈川県横浜市中区住吉町２―21	Human Beauty 株式会社	商願2010―66716	〃
大阪府大阪市北区梅田二丁目２番２号　ヒルトンプラザウエストオフィスタワー19階	ＳＳＩＧ株式会社	商願2010―92558	〃
〃	〃	商願2010―92559	〃
北海道札幌市白石区菊水上町１条３丁目36―17―305	三輪　豪	商願2011―14983	〃
〃	〃	商願2011―14984	〃
〃	〃	商願2011―15877	拒絶理由通知書
〃	〃	商願2011―15877	通知書
〃	〃	商願2011―18275	〃